

<p>は委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。</p> <p>(議事録の送付)</p> <p>第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不相当とされる部分を除き、不服申立人、<u>参加人</u>及び実施機関に送付しなければならない。</p> <p>(参加人への準用)</p> <p>第10条 第4条から前条までに定める不服申立人に関する規定は、参加人に対して準用する。<u>その際、文書の送付先にあたって「参加人」とあるのは、「不服申立人」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>は委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。</p> <p>(議事録の送付)</p> <p>第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不相当とされる部分を除き、不服申立人_____及び実施機関に送付しなければならない。</p> <p>(参加人への準用)</p> <p>第10条 第4条から前条までに定める不服申立人に関する規定は、参加人に対して準用する。<u>この場合において、第7条第1項中「参加人等」の定義については「参加人」を「不服申立人」と読み替えて適用するものとし、第4条の文書の送付先については「参加人」を「不服申立人」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	---

※寒川町個人情報保護審査会審査要領についても同様の改正を行う。